

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S&IJAPAN <http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子・有吉文・井口文絵)

[～事務所より～](#)

[～編集者より～](#)

記事目次

[～シンガポールのメディア融合検討委員会が著作権侵害サイトの閉鎖を望む～](#)

[～タイで 2012 年マネーロンダリング防止法により著作権侵害問題の解決が期待される～](#)

[～タイで広告規制のロードマップ作成に Commerce and IP Commissioner と政府が協力～](#)

[～タイ企業に対し Thomson Reuters が特許を尊重するよう強く求める～](#)

[～タイ中央銀行のエコノミストが TPP によるタイの外国資本流入政策の制限を懸念～](#)

[～タイ TPP 参加によるリスクについて活動家らが懸念を表明～](#)

[～タイ著作権侵害に対するエンフォースメント強化が必要～](#)

[～タイで知的財産によるビジネス開発セミナー-DEVELOPING YOUR BUSINESS with IPRs が開催された～](#)

[～タイで WIPO ワークショップ: NATION WORKSHOP FOR PATENT EXAMINERS ON THE UTILIZATION OF EXTERNAL PATENT EXAMINATION RESULTS が開催された～](#)

[～タイ知的財産局と特別捜査局が著作権侵害品販売拠点の摘発を記者発表～](#)

[～タイで商標を偽造した侵害品の販売拠点を摘発～](#)

[～タイ-EU FTA による作物種子の価格への影響について専門家が警告～](#)

[～タイ商務副大臣が商標侵害品の販売拠点の摘発を記者発表～](#)
[～タイでプミポン国王を称える展示会を開催～](#)
[～タイ政府が中小企業に米国著作権法に留意するよう伝達～](#)
[～タイへの日本からの投資維持のためには長期的防災対策等が必要と日本人商工会議所会頭が語った～](#)
[～タイ-EU FTA 協議の議題が閣議で承認～](#)
[～タイ国王の特許～](#)
[～タイで知的財産を尊重する意識を高めるキャンペーン事業開始の式典を開催～](#)
[～タイで著名商標偽造品押収の記者発表～](#)
[～タイ税関が偽ブランド品と密輸自動車を押収～](#)
[～タイで東北地方の伝統料理が国宝として登録される～](#)
[～タイ NSTDA が新種の米の開発と新しい農業技術の研究を最重要課題とする～](#)
[～タイで多数の偽造化粧品、香水及びメイクアップグッズ、数百万パーツ相当が押収される～](#)
[～ラオス WTO 加盟を議会が承認～](#)
[～中国で特許出願が 20%増加～](#)
[～中国企業の研究開発への投資が増加との民間の調査結果～](#)
[～タイジェットロがタイ政府投資委員会\(BOI\)に政策の柔軟性を要請する～](#)
[～中国の誇るべき特許の進歩～](#)
[～TPP 合意は魅力と課題の両方をもたらす～](#)
[環太平洋戦略的経済連携協定\(TPP\)に 11 カ国加入予定](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを12月25日付けで更新しました。

(12月時点のミャンマー知財情報)

12月に行われた東南アジアの知財についてのセミナー講演で、現時点でのミャンマー情報を提供しましたので、その部分をそのまま貼り付けます。ご活用ください。

・現在 農務省の登録局で知財(主に商標)の登録が行われている。出願人による新聞掲載“caution”で告示する。また、3年毎に掲載措置を取ることを推奨されている。

・現在、知財法(特許、意匠、商標、著作権の4法)を準備中(関係者に意見聴取中)、2013年7月施行予定。2013年3月には最終案が出来上がると見込まれる。

・新法下では、既登録商標に3年間の経過措置が置かれ、その間に再出願登録が行われる。既登録特許についての取り扱いは不明。

- ・新法下では、専門裁判所の設立は無い、警察の専門組織も設立されない。
- ・代理人資格や法律事務所の取り扱いについては不明。
- ・商標侵害の行政措置は現在行われているが、特許意匠については無いと思われる。

～編集者より～

今年は何事もなく、年の瀬を迎えた。日本知的財産協会の関東 S2 コース「アジア知的財産戦略」で、もう15年毎年開かれているが、今年は250名の参加者が集まり、過去最大となった。改めて日本企業のアジア、東南アジアへの関心の高さを感じた。年末になり、年賀状の文面を用意しながら、本年を振り返り、以下のように今年一年を総括したい。

タイでは、年産 200 万台を史上初めて自動車生産で達成する一方、タイ政府は最低賃金を 4 月にバンコク都心部を中心に大幅上昇させ、国策として労働集約から知識経済への転換、付加価値のある産業を創生する努力が見られた年でありました。対外関係では、プノンペンでの ASEAN 首脳会議において AEC (ASEAN Economic Community、ASEAN 経済共同体) の 2015 年 1 月 1 日創設予定を 12 月 31 日に延期するとした合意、そして中国と ASEAN 諸国との間の領土問題や、中国での反日運動の激化から生じたチャイナリスクの回避を基因とした日本資本の ASEAN への流入、などなど非常に大きな外交上、政治経済上の動きがありました。また、周辺地域では特にミャンマー民主化への動きとともに、ミャンマーが注目されるようになり、大型投資計画が幾つも発表され、周辺国へのタイ資本の海外進出も顕著にみられるようになりました。今年からは年始から最低賃金上昇が地方でも実施予定で、タイ東北部のような低所得の地域においてもバンコクと同等な最低賃金を享受できるようになるため、地方と都心部との所得格差が次第に是正される動きとなるものと予想されます。また、2015 年の AEC 創設へのさらなる動きがタイ及び ASEAN 諸国で見られる年となると思います。

タイの日系企業では、洪水被害復旧が 4 月頃まで続き、損害保険会社の監査の遅れ、機器の入れ替えの遅れ、さらに洪水回避のために工場を移転する計画を準備するなど、生産現場では多忙を極めた状態が続いたようです。しかしながら、洪水の予測プロジェクトや洪水防護措置などが未だ十分にタイ政府及び工業団地において行われておらず、洪水時期には今年はどうなるのかといった不安が常につきまっています。日本を含め海外諸国からは益々 ASEAN 地域に期待が集まるとともに、現地ビジネス環境の急速な整備が喫緊の課題となってくるものと思われます。

知的財産分野におきましては、10 月タイ国会において商標マドリッドプロトコルへの加盟が承認を受け、大きく前進した年でありました。これとともに商標法改正、著作権法改正が国会審議を迎えており、このまま政治が安定した状態が続けば、来年には法案の国会通過がなされるものと期待しています。また 5 月に意匠部門がタイ知的財産局の中で独立した課となり、いよいよ意匠重視の政策が見えてきました。さらに、実務の面において、意匠、特許の審査マニュアルが初めて整備公表され、関係各方面からの評

価を待っています。このように行政面での大きな前進がありましたが、エンフォースメントの面では、米国政府の優先監視国リストからの除外はされず、また判決の面でも大きな判断はなされずに年を越えることとなりました。

皆様におかれましては、今年は如何な年でありましたでしょうか。来年も是非、ご多幸多い年となりますよう、お祈り申し上げまして、本年最後のニュースと致します。良いお年をお迎えください。

ご愛読ありがとうございました。引き続き来年も宜しくお願い致します。

～シンガポールのメディア融合検討委員会が著作権侵害サイトの閉鎖を望む～

シンガポールのメディア融合検討委員会 (Media Convergence Review Panel) は、シンガポールでユーザーに音楽又は映画を無料でダウンロードさせ、あからさまに著作権を侵害しているウェブサイトは閉鎖されるべきだと勧告した。消費者は娯楽やニュースに益々インターネットを利用するようになってきていることから、同委員会はメディア規制がこれに遅れをとらないように 7 種の変革を提案しており、これはそのうちの一つに当たる。メディア融合検討委員会は SingTel と DBS 銀行の元チエマンである Koh Boon Hwee 氏が会長を務め、他のいくつかの企業と技術者を構成員とし、デジタルへと転換する世界のメディア産業のシンガポールへの影響を調査するため政府が 3 月に設立した。他の提案としては、シンガポールの消費者をターゲットとした外国のオンラインビデオサービスプロバイダーはライセンスを得なければならないと政府が明確に説明すべきだというものがある。現在、Broadcasting Act に基づくライセンスを得なければならないのか、また、どのライセンスを申請すべきなのか、という点に混乱が生じている。これは Apple 社が 6 月に iTunes Singapore のサービスをブロードキャストライセンスを受けずに開始した理由の一つと考えられている。これについてメディア開発庁は昨日、ライセンスの詳細について Apple 社と協議を進めていると話した。

(2012 年 11 月 29 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで 2012 年マネーロンダリング防止法により著作権侵害問題の解決が期待される～

2012 年 10 月 31 日 Thairath

IP 侵害抑圧を目的としたマネーロンダリング防止法が 3 回目のヒアリングによる議会承認を待っている。この法律では違反企業の財産を差し押さえることが可能となる。パッチマー タナサンティ知的財産局長は以下の通り話した。10 月 24 日 Anti-Money Laundering Office により提出されていたマネーロンダリング防止法案が議会を通過した。この法律では、模倣品又は IP 侵害品を製造した者の財産を差し押さえることが認められる。改正著作権法施行後は、データにアクセスする技術を利用したもの、例えば、パスワードをハッキングした者は 2 つの条項に違反することになる。

(2012 年 11 月 2 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで広告規制のロードマップ作成に Commerce and IP Commissioner と政府が協力～

2012 年 11 月 2 日 Pimthai

国会議員で The Commerce and IP Commissioner の委員長である Suksak Ananpant 氏は以下の通り話した。委員会において誇大広告とポルノメディアを管理する方法を見つける商業プログラムについて研究を行った。この委員会には文化省、警察、知的財産局及び法律の専門家らが参加した。Suksak 氏は委員会において、青少年を広告から守るロードマップを作成することで悪質なメディアを規制し良質なメディアを推進すること合意したと話した。

(2012 年 11 月 2 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ企業に対し Thomson Reuters が特許を尊重するよう強く求める～

米国のデータベース会社 Thomson Reuters は、タイの事業者、特に中小企業が知的財産をより尊重することを期待している。同社のアジア地域担当は、事業経営の視点からの知識データの活用が増えていることから、同社の IP データベース事業は大きな伸びを見せていると報告した。同社では金融、法律、税務、会計の 4 分野でタイでの人員を増強する計画である。同社の顧客の多くは、米国、EU 及びアジアの国々にある。この他同社では、IP の知識が不足する中小企業にも目を向け、IP 保護、特許出願、競合他社の調査をサポートする計画である。タイは研究開発の実績ではシンガポールとマレーシアに次いで第 3 位であるが、研究の質は他国よりも高い。タイの大学は研究のために Thomson Reuters のデータベースを利用してきている。

(2012 年 11 月 14 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ中央銀行のエコノミストが TPP によるタイの外国資本流入政策の制限を懸念～

日曜から月曜まで米国のオバマ大統領がタイを訪問する予定となっているが、情報筋によれば、環太平洋経済連携協定 (TPP) が両国の協議の主要な議題となるとみられる。タイ銀行の Harit Rodprasert シニアエコノミストは、自身の調査レポートの中で、米国は資本の自由な移動に向け交渉する傾向があるとし、これは外国の資本流入を管理しようとする中央銀行の政策手段を制限することになると記した。世界の一流エコノミストらが米国と TPP の他の加盟国に対し、この制限についての抗議文を送ったと同氏は話している。タイ政府はこの他、オバマ大統領に対し偽造品の抑制と知的財産権の保護の成果を報告し、米国にタイを優先監視国から除外するよう説得する計画であると Nattawut Saikuar 商務副大臣が述べた。

(2012 年 11 月 15 日、タイネーション)

～タイ TPP 参加によるリスクについて活動家らが懸念を表明～

タイ通商交渉局の高官情報筋は TPP 交渉参加についての内閣の承認はタイが TPP 交渉に参加する意思があると表明したに過ぎず、何ら国に約束したものではないと話した。更に米国はタイの参加意思を加盟国 10 か国に提案し合意を得なければならない。タイの参加が承認されれば、政府は議会の承認、公聴会の実施といった国内段階の準備を始め、交渉の準備を進めることになる。同じ情報筋は、どの FTA 交渉にも失う者と得る者が出るが、通信、情報通信技術、金融及び知的財産などの分野について民間企業が懸念を表明していると話している。FTA Watch Group は、TPP 交渉は発展途上国の医薬品の値段と医療へのアクセスに直接的な悪影響を及ぼすと話す。TPP では特許登録要件が緩和され、外科的措置や治療方法及び古い医薬品のわずかな改良に対する特許も求められており、これにより薬剤特許の範囲が拡大し、新しい医薬品独占が形成されることになる。特許庁での審理が一定期間を超えた場合、その国の特許期間を延長することを要求できるため、医薬品独占がさらに長期に及ぶこととなる。(2012 年 11 月 19 日、タイネーション)

～タイ著作権侵害に対するエンフォースメント強化が必要～

Private Sector Committee for the Protection of Intellectual Property Rights の Mala Tangprasert 副委員長は、タイは近隣諸国と中国からの偽造品の輸入により国のイメージが傷付き、多大な経済的損失がもたらされていることから、これに断固たる措置を取るべきだと話した。時計、バッグ、衣料品、携帯電話機器などの偽ブランド品は観光客の多いハイシーズン中、簡単に見つけることができ、外国人はタイ、特に観光地の近くでは簡単に模倣品が見つかることを知っていると同氏は話す。同氏は近隣諸国と中国で製造された違法グッズの侵入のコントロールができていないことが、タイにおける違法グッズの入手を容易にしている大きな原因であるとし、政府は観光スポットとなっている場所の違法トレードのレッドゾーンとイエローゾーンの取締りを徹底すべきだと話した。

(2012 年 11 月 21 日、タイネーション)

～タイで知的財産によるビジネス開発セミナー-DEVELOPING YOUR BUSINESS with IPRs が開催された～

2012 年 11 月 26 日ソフィテルスクムウィットホテルにおいて、パッチマー タナサンティ知的財産局長が開会の議長となり、知的財産によるビジネス開発セミナー-Developing Your Business with IPRs が開催された。今回のセミナーはタイと EU 中小企業経営者を対象に知的財産の商業活用、及びタイ人の知的財産保護について知識理解を構築することを目的に行われた。

(2012 年 11 月 22 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで WIPO ワークショップ: NATION WORKSHOP FOR PATENT EXAMINERS ON THE UTILIZATION OF EXTERNAL PATENT EXAMINATION RESULTS が開催された～

2012 年 11 月 21 日知的財産局 13 階会議室において、ソムサック パニタヤグン知的財産局副局長が開会の議長となり、Nation Workshop for Patent Examiners on the Utilization of External Patent Examination Results が開催された。このワークショップは審査官を対象に特許審査における知識・能力の構築と他国の審査結果を使用した特許手続きの効率化を目的に開催された。

(2012 年 11 月 22 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ知的財産局と特別捜査局が著作権侵害品販売拠点の摘発を記者発表～

2012 年 11 月 23 日、知的財産局と特別捜査局は 2012 年 11 月 21 日にパトムタニー県で行われた著作権侵害品販売拠点の摘発について記者発表を行った。今回の捜索で CD、DVD、及び MP3 の楽曲と映画ディスク 7 万枚、損害額 700 万バーツ相当を押収し、2 名を逮捕した。

(2012 年 11 月 26 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで商標を偽造した侵害品の販売拠点を摘発～

2011 年 11 月 23 日、ナッタウト サイグア商務副大臣、ソムサック パニッチャヤグン知的財産局副局長、及び経済犯罪抑制部により知的財産、特にコンシューマプロダクトの侵害者 4 名の逮捕と侵害新製造

場所の摘発について記者発表を行った。今回摘発されたのは 1.サムットプラカーン県の偽造醤油、ソース、ナンプレー製造工場、押収品デックソンブランドの調味料 33 品目、20 万点、2.バンコクジョムトーン地区の偽造オイルフィルターの秘密倉庫、押収品トヨタブランドのオイルフィルター、空気フィルター33 品目、3,000 点、3.バンコクサンパンタウオン地区で偽造化粧品の摘発、押収品偽造化粧品 14 品目、2,000 点、4.バンコクラートグラバン地区でコンピュータ用偽造プリントインクの摘発、押収品 HP、キヤノン及びサムソンブランドのインクトナー2,000 点であった。

(2012 年 11 月 26 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ-EU FTA による作物種子の価格への影響について専門家が警告～

Thai Drug Watch、チュラーロンコーン大学社会調査研究所、及び EU-Asean FTA Campaign Network により昨日開催されたセミナーにおいて、タイ商工会議所大学 School of Law 講師である Somchai Taranachueskul 氏は、タイ-EU FTA 締結に際し EU はタイに 1991 年植物の新品種の保護に関する国際条約 (Upov1991) に批准するよう強要しており、タイ-EU FTA が締結されれば、タイの農家は安い作物種子を入手できなくなると警告した。

(2012 年 11 月 28 日、バンコクポスト)

～タイ商務副大臣が商標侵害品の販売拠点の摘発を記者発表～

2012 年 11 月 29 日、ナッタウト サイグア商務副大臣、ターリット ペンディット特別捜査局長及びグラニー イッサディサイ知的財産副局長は商標を偽造したバッグ、時計の販売拠点摘発について記者発表を行った。今回の摘発では LOUIS VITTON、CHOLE、DIOR、HERMES、ROLEX 等のブランドの偽造品のバッグ、時計 3,000 点以上、損害額 300 万バーツ以上が証拠品として押収された。

(2012 年 11 月 30 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイでプミポン国王を称える展示会を開催～

ナッタウト サイグア商務副大臣は、2012 年 12 月 5 日プミポン国王が 85 歳の誕生日を迎えられるのに合わせて、知的財産局が 2012 年 11 月 29 日から 12 月 5 日までの期間、セントラルプラザショッピングセンターにおいてプミポン国王を称える展示会を実施すると発表した。この展示会は「タイ発明の父」「世界の知的財産権のリーダー」としてのプミポン国王の業績を称え、タイ国民に国王の創作の才能と発明品を見て、経済、社会、及び文化の発展のための重要な手段として知的財産の重要性を認識させることを目的としたものである。

(2012 年 11 月 30 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ政府が中小企業に米国著作権法に留意するよう伝達～

昨日開催されたセミナー「How to Export to the US by Not Violating Unfair Competition Act」の中で、パッチマー タナサンティ知的財産局長は、タイ企業は正規品ソフトの使用の必要性をより認識し、貿易やその他の事業活動において著作権を尊重すべきであると話した。同局長は、2010 年 6 月から米国

で不正競争防止法が発効し、タイ企業は著作権をしなければ米国やそのほかの国での貿易機会を失うことになる」と述べた。この法律は現在米国のワシントン、ルイジアナ及びマサチューセッツの 3 州でのみ施行されているが、その他の 36 州と 3 地域でもまもなく施行される見込みである。パッチマー局長はこの他、米国が児童就労についても不正競争防止法に組み込むことを検討していることから、タイ企業はこの点についても注意を広げるべきだと話した。これらの危険性についてタイ企業に警告するため、知的財産局は最近、タイ貿易委員会とタイ商工会議所に会員の意識向上を要請する文書を送付した。この警告は先月マサチューセッツの裁判所でタイのシーフード製造輸出業者が米国への輸出商品の製造において自社の工場でライセンスを受けていないソフトウェアを使用していたとして 1 万パーツの罰金刑を言い渡されたことを受けたものである。タイの違法ソフト使用率は 72%と世界標準の 42%に比べ高い。

タイ工業連盟によれば、カナダ、オーストラリア及び欧州でも同様の法律が施行される見込みだということである。タイ工業連盟の役員である Suwannee Sirvejchapun 氏は中小企業は正規品ソフトを購入する費用を負担するのが難しいかもしれないと話す。数百万パーツに及ぶこの費用について、政府はソフトウェア企業と、正規品ソフト 1 点を企業全体で使用できるように話し合いをすることもできると話した。
(2012 年 11 月 29 日、タイネーション・バンコクポスト)

～タイへの日本からの投資維持のためには長期的防災対策等が必要と日本人商工会議所会頭が語った～

在タイ外国の商工団体で最大のバンコク日本人商工会議所の古澤実会頭がネーション紙との単独インタビューにおいて、より長期的な防災、サービス業管理及び投資の規制緩和、通関手続きの透明化、並びに人材開発がタイへの日本からの投資を維持するために期待されると話した。古澤会頭はタイは日本企業に最も人気のある投資先であると話し、タイ以外に可能性のある国として、市場規模が大きく新興経済が成長するインドネシアを挙げ、この他の候補国としてミャンマーを挙げた。今年第三四半期の JETRO バンコクの調査によれば、新しい製造拠点として考えられているのはミャンマーが一位で、次いでインドネシア、ベトナム及びカンボジアの順であった。

(2012 年 12 月 3 日、タイネーション)

～タイ-EU FTA 協議の議題が閣議で承認～

昨日タイ-EU FTA 協議の議題がタイ内閣の閣議で承認された。議題には商品の貿易、通関手続き、原産地規則、リハビリテーション手段、貿易均衡の保護、公衆衛生、貿易障壁、並びにサービス及び投資が含まれる。知的財産について知的財産保護はタイが WTO に加盟したときに誓約したのと同じレベルで提案している。この提案は種子や製薬分野の企業が自社の製品の特許登録を推し進めることで、タイの農業、生物多様性、及び貧困層の生命を維持する薬へのアクセスに起こり得る影響を防ぐことを目的としている。EU のタイや他国に対する関税の一般特惠制度は 2015 年に終了する予定である。EU はタイの他、シンガポール、マレーシア及びベトナムとも FTA 交渉を進めており、商務省ではタイが同様の協定交渉を行わないと、投資を逃すことになると感じている。

(2012 年 12 月 5 日、バンコクポスト)

～タイ国王の特許～

タイのプミポン国王は幼少時より手先が器用で機械いじりをしてきた。プミポン国王はスイスで育ったが、その間電気エンジン、ラジオ、模型及びグライダーを作ったり修理したりするのに熱中していた。国王は乳母のミシンを直したり、自身で簡単なラジオを作ったりしたこともあった。王位に就いてからも暇な時間には木工やハンディクラフトに時間を使った。国王は船が好きで、在位の早期に小型ヨットを 6 艘作った。Prince Bhisatej は国王は航海の仕方を学ぶ前にヨットの作り方を学んだと回想する。国王の技術は国民のため、洪水、干ばつ及び水質汚染などの問題を解決するのに使われている。今日皆が耳にしたことのある Chaipattana Aerator は国王が 1980 年代に発明した水質汚染を改善する装置で、ブイの形状の外輪型機械で水に酸素を加える。この装置は 1993 年に National Research of Council of Thailand により最優秀賞として表彰されている。国王は「Chaipattana Aerator, Model RX-2」により 1993 年 2 月 2 日特許番号: 3127 の登録を受けた。Chaipattana Aerator はこの他、欧州最古の発明家組織である Belgian Chamber of Inventors から 5 つの賞を受け、ブリュッセルの Woluwe Saint Pierre 公園に設置するよう要請を受けている。2001 年には国王は改良版の「Chaipattana Aerator, Model RX 5C」又は「Royal Experiment 5C」により 2 件目の特許を登録している(特許番号: 10304)。即位 60 年の年 2006 年には欧州特許庁から「Weather Modification by Royal Rainmaking Technology」の特許が付与された。最近ではウォーターエアーポンプタイプの通気装置の効率を高め、汚染水をろ過する水生植物が中で栽培されている植物による水質改善装置について、2010 年 11 月 9 日に特許を付与されている。

(2012 年 12 月 5 日、バンコクポスト)

～タイで知的財産を尊重する意識を高めるキャンペーン事業開始の式典を開催～

2012 年 12 月 6 日セントラルワールドショッピングセンターにおいて、ナッタウット サイグア商務副大臣が議長となり、BTS の車内で知的財産を尊重する意識を高めるキャンペーン事業開始の式典が行われた。この事業は在タイ米国外務省の協力を得、「KEEP IT REAL」又は「本物を愛し、正規品を買う」というスローガンを掲げ、市民や新世代の若者を対象に他人の知的財産を尊重する知識理解の形成を目指すものである。

(2012 年 12 月 7 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイで著名商標偽造品押収の記者発表～

2012 年 12 月 7 日、ターリット ペンディット特別捜査局長とパッチマー タナサンティ知的財産局長はサンパンタウン地区、ラーチャターウィー地区及びジョムトーン地区の 3 箇所の商業施設において衣料品、帽子の著名商標偽造品計 20,913 点、300 万パーツ相当を押収したと記者発表を行った。

(2012 年 12 月 7 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載)

～タイ税関が偽ブランド品と密輸自動車を押収～

タイ税関は昨日、プーケットにある倉庫の強制捜査を行い、スーツケース、バッグ、ハンドバック、財布、ジ

ーンズ、靴、及び腕時計などの偽ブランド品計 2,000 万パーツ相当を押収した。同日ソンクラーク県では通関手続きを経ずに密輸された黒い車体のジャガーX-type100万パーツ相当が Sadao 郡の役所前に放置されており、押収された。

(2012 年 12 月 12 日、バンコクポスト)

～タイで東北地方の伝統料理が国宝として登録される～

タイの伝統遺産を保護するために文化省が設置した国宝の 7 カテゴリーの一つに、タイ東北地方の料理であるパパイヤサラダのソムタムと発酵させた魚パラが登録された。この登録について Sonthaya Kunplome 文化大臣は、近い将来ユネスコの無形文化遺産への登録を目指す動きの一部であると話した。食品関連カテゴリーのその他の 4 つのアイテムは、タイ料理のセットメニュー、kheowan curry、一般のタイカレー、及び様々なチリソースであった。

(2012 年 12 月 15 日、タイネーション)

～タイ NSTDA が新種の米の開発と新しい農業技術の研究を最重要課題とする～

タイは世界市場におけるコメ産業の競争力維持を目指しており、新種の米の開発と新しい農業技術の研究が National Science and Technology Development Agency (NSTDA) の最重要課題となる。NSTDA の Thaweesak Koanantakool 理事長は、この課題は最近政府が国の研究開発予算を年間 100 億パーツから 1,200 億パーツ、GDP 比 0.2% から 1% に増額すると決定したのを受けたものであると話した。

(2012 年 12 月 16 日、バンコクポスト)

～タイで多数の偽造化粧品、香水及びメイクアップグッズ、数百万パーツ相当が押収される～

多数の偽造化粧品、香水及びメイクアップグッズ、数百万パーツ相当が最近知的財産局及び特別捜査局により押収された。この種の偽造品は企業に損害を与えるだけでなく消費者の健康に被害を及ぼすと懸念されている。今回偽造品が見つかったのは Lancome、Clinique、資生堂、Dior、Gucci、Chanel、Burberry、SK-II、Etude、Olay、Maybelline といった国際的ブランド並びに Nitipon、Wuttisak 及び Yanhee といったタイブランドであった。パッチマー タナサンティ知的財産局長は昨日、知的財産局、特別捜査局及び民間企業により行われた知的財産権侵害と偽造化粧品に関する捜索により、警察が 35,877 点の偽造品を押収したと発表した。禁制品とコピー品はバトゥムタニーとバンコクにある 4 か所の流通及び製造拠点から来たものであった。

(2012 年 12 月 19 日、タイネーション)

～ラオス WTO 加盟を議会が承認～

ラオス国民議会は木曜、2013 年初めの WTO 加盟を正式に承認したとビエンチャンタイムズが報じた。WTO 一般理事会は 10 月にラオスの加盟を承認していた。パスカル・ラミー-WTO 事務局長はラオスの加盟について、1997 年の加盟申請から長い道のりだったと話した。ラオスは東南アジアの最貧国で WTO 未加

盟の唯一の国家である。ラオスは過去 10 年年間 7%以上という力強い経済成長に恵まれている。
(2012 年 12 月 8 日、バンコクポスト)

～中国で特許出願が 20%増加～

中国国家知識産権局は中国に出願された発明特許の件数が今年 20%以上増加したと発表した。2011 年中国では 52 万 6,000 件の特許出願があり、この数字は世界で出願された特許出願の 4 分の 1 に当たる。10 年前の中国における特許出願数は 4 万件で世界全体の 5%に過ぎなかった。
(2012 年 11 月 16 日、チャイナデیلیー)

～中国企業の研究開発への投資が増加との民間の調査結果～

Booz&Co が行った調査により、中国企業の研究開発費が増えていることがわかった。Petro China は初めてグローバルイノベーションリストのトップ 100 に入った。2011 Innovation 1,000 には中国企業 47 社が入り、2010 年の 40 社、2009 年の 23 社、2008 年の 15 社と比較し増加した。
(2012 年 11 月 30 日-12 月 6 日、チャイナデیلیー)

～タイジェトロがタイ政府投資委員会(BOI)に政策の柔軟性を要請する～

日本貿易振興機構が、投資優遇策へのさまざまな変更は、既存の恩典享受者を不利な立場に置かないようタイ政府に求めた。
当局は新しい政策に適合するため投資委員会(BOI)により推進する既存事業に対し時間を与えるべきだ。タイ政府は、より高度な技術を使用した電子機器の地元の施設を建設する地元や外国人投資家への税制優遇措置を与えるべきであると、ジェトロは要望した。

昨日、産業大臣 Prasert Boon-chaisuk が、BOI は、現在の状況に沿って、投資促進策を見直していると、JETRO バンコクの事務局長・井内撰夫との会談後、言った。

“我々は、タイへ投資する全ての外国人。特に日本からの投資家が利益となるよう政策調整を行いたい。政策は来年行われるかどうか、財務大臣 Kittiratt Na-Ranong が議長を務める委員会の検討にかかっている”と、彼は述べた。

商務省筋によると、ジェトロは、新しい政策パッケージについてタイ政府に対し主要な 3 つの懸念を表明した。それは、既存の優遇策を享受している投資家に多大な影響を与えるべきではない、また、それは既存の企業が準備できるようにするために、即時に発効すべきではない、また、日本の投資家に警告することができるようにそれらの施策はすぐにジェトロへ概ね通知すべきだ。商務省筋によると、ジェトロが、BOI により高度な技術または電子機器を用いる電機メーカーを振興するよう提案した。

これらの製品分野は需要が非常に強いからである。

BOI は新しい投資促進政策は、新しい年の初めに実施のために公表する予定である。労働集約的で一次加工企業に与えていた優遇措置を取り消すことによって、現在 200 以上の企業から 100 以下まで

優遇企業を減らす予定で、優遇策は創造的産業、グリーン及び代替エネルギー、高付加価値ビジネス、観光と健康、物流をターゲットとする予定である。

(2012年12月4日、タイネーション)

～中国の誇るべき特許の進歩～

多くの人は、特許や著作権が甚だしく侵害されている模倣国家として中国を捉えている。だが、この図式は中国で起きている知的財産(IP)のとてつもない大きな変化を描いていない。

中国は、重要な技術や知財創造国となりつつあり、次の二十年で、米国と欧州の側を越えるほどの特許の高波をつくり出し、主要な技術分野を独占できるようになりつつある。

この現象は、中国人の自然な創造性と発明性と同じく中国国内での知財がもたらす経済成長への重要性への認識から生まれてきている。

ほとんどの外国の観察者達は、過去20年以上起きた大きな変化を見失い、中国での知財エンフォースメントの不完全な状態だけを見ている。

特許“権利”取得のコストと品質、およびその権利を執行するコスト有効性と、土台となる法律、つまり有効なIPの世界における3つの構成要素を考えてみよう。

IP法

中国における知的財産法は、グローバル標準からみて高品質である。中国の法律の下での外資系企業に付与された“権利”(特許・商標)の品質、コスト、手続き経過は、世界の他の国々と比較しても良い。知的財産法はコモンロー(英国、米国)とは対照的に、民法(ヨーロッパのほとんどの国が同様なのだが)に基づいている。ドイツ司法省は過去20年間以上、このプロセスのための助言や支援を提供する上で重要な役割を果たしてきた。

IP権

外国人のためのIP“権利”は、一般的に良い品質、合理的なコストでかつ適時である。中国特許の20年間の権利消滅までのコスト - USドル\$20,000(シンガポールドルで24585ドル)からUSドル\$50,000 - 8ヶ国のグループでの特許費用の10%程度である。特許付与までの期間は、通常、欧州連合(EU)と日本よりも短く、米国よりも若干長くなっている。

権利行使

特許権の執行は、ほとんどの先進国に比べて非常に安く迅速だが、中国全土で異なり、つまりそれは欧州全域とまったく同じである。最高裁判所のIP裁判所を含む最高裁判所は、いくつかの非常に洗練された判決を言い渡している。知的財産権の執行は、実質的に向上しており、特許権や商標権は、一般的に中国の裁判所又は行政システムを介して執行することができる。

これら前文とは反対に、外国人所有の特許は中国では執行できないという共通な見解がある。陪審員の前で審理される米国と比較して、外国人によってもたらされる特許事件の90%は中国有利に決定される。

多くの外国企業が、自社の特許や商標を侵害している製品に対して成功裡に訴訟をした。中国政府は、未解決の問題のほとんどは、気付いているようで、それら問題に取り組んできている。

中国は 2005 年前後に特許審査官の大幅な不足があった時、中国特許庁(SIPO)は、毎年 500 人の審査官(英国の審査官総数よりも多く)を採用しトレーニングを始めた。この大規模なプログラムにより、多くのギャップを埋めた。同様に、多くの裁判官は、IP 技能を欠いていたが、これはまた、EUと英国は裁判官や審査官の両方をトレーニングし、支援するとともに、改善された。

汚職が問題として認識されているが、これに対処するため構造上の変更を行い、その中には、いずれの法域においておよびその自宅のエリアで過ごす時間審理の制限、裁判官の給与集中管理などがある。

中国の大学は現在、米国では、米国の大学が自国出願をする数の、4 倍を中国に出願している。これは英国では英国大学の出願の 20 倍を超える特許を申請していることを意味する。中国企業が今日、価値を保護する IP を捉え、価値使用として、司法制度を捉えている。

中国では欧米企業が直面している IP“問題”の(すべてではないが)、その多くは、中国で特許や商標の権利を申請しなかった企業のように“自ら招いた傷”である。つまり 彼らは保護を求めるそれぞれの国で、申請しなければならない。

中国で成功している外資系企業に、多くの例がある。フィリップス(エレクトロニクス)は 70 億ユーロ(112 億シンガポールドル)、35 社、15 研究所、そして中国で 2 万人の従業員と収益性の高いビジネスをもつ。同社は世界中の発明の半分を中国から生み出されることが計画され、現在 15%以上、となっている。それは、すでに 4 つの IP センターを持ち、3 大学の“IP アカデミー”を支援している。

このもう一方の端では、ドイツの刃物製造 Zwilling つまりヘンケルスが 1990 年代初期の間に偽物が出回り、中国と多数問題を抱えていた。

今日、全く侵害はなく、ヘンケルスは Yangjiang(陽江)に独自の工場を持ち、10 の代理店、6 の営業所、そして全土で 130 箇所販売所がある。その IP ヘッドは現在いくつかのマンダリンを話す。

一方、EU によって長期間に行われてきた中国への“建設的関与”と実務的なサポートは、長期的な関係が重要である国で良好な関係を築くこととなる。しかし過去数ヶ月はその逆であったが、オバマ政権は概ね同様な、もっと建設的な関与に向けて米国を動かしている。

中国の指導部は、知識ベースの経済における IP の役割についての深い理解を持っているように見える。その行動は、中国が世界標準の IP 法的小および執行システムを有すること、その両方を理解し使用しているだが、に熱心であることを示唆している。温家宝首相は、多くの場面で“将来の競争は、IP での競争であ

る”と発言している。

中国は国内総生産の 2.5 パーセントに研究開発費を増加させ(現在 1.4%)、2015 年に三極の特許を受ける上位 5 カ国になることを目指すと言っている。

中国はその歴史的、創造的で革新的なポジションを取り戻す兆しを見せている。もっとも最近では、世界初の遺伝子治療は、(センター用)を発明し、中国で開発され、承認された。西から規制プロセスには欠陥があったに違いないことを批判され、中国の科学の非常に素晴らしいことも、中国のいくつかの臨床医薬の質の高さや基準も認識されなかった。

中国企業や大学は、もし彼らが高解像度テレビや携帯電話の次世代を発明できれば、彼らはこれらの特許で世界標準を設定できると認識している。問題はまだあるが、現在の状況は、多くの外国人の観察者が感知するよりもはるかに優れている。

だから欧米のビジネスにとって中国は、脅威と機会の両方である。その脅威とは、その強力な生産拠点は、ますます外国企業を犠牲にして、独自の技術に導くということである。機会とは、この技術を知ることができ、また特許保護が多くの先進国と同じくらい重要であり始めているということである。

だから、中国の変化に対するヨーロッパの反応は何なのか？少数の大企業による不十分でかつ真面目な期待感である。イギリス企業はオランダやスイスよりも中国で少数の特許を出願し、それは例えば、韓国企業の四分の一とドイツ企業の五分の一の数である。

企業からの反応は、中国での特許や商標、中国の IP 基盤を確立する、そこに新しい技術を探し、専門知識や資源を大切に中国の技術パートナーとの関係を構築することである。

-政治家や政策立案のためには、グローバル市場での強力な特許によって保護された技術を伴う知識基盤経済にヨーロッパを変化させることの重要性を強調している。イギリスと EU 双方は、IP 政策を展開する方向に焦点を合わせる必要がある。彼らがそうしない限り、欧州や他の先進地域は、彼らが発明した知識基盤の IP ゲームで打ちのめされるだろう。

(2012 年 10 月 8 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～TPP 合意は魅力と課題の両方をもたらす～

環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)に 11 カ国加入予定

2005 年当初、チリ・ニュージーランド・シンガポール・ブルネイの 4 カ国が関わっていた環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)は 3 年後に米国を交渉の場に喜んで受け入れた。2011 年に国内総生産 15 兆ドルの最大の米国を含む 11 カ国間で現在新しい自由貿易協定を取り纏める交渉を行っている。

米国はあらゆる面で最も進んでいるので、この協定で最も利益を享受するとみられている。そしてその動き

は協定交渉で 12 カ国めの加入国になる準備が整っているタイに脅威を与える。

2009 年 11 月に米国大統領バラク・オバマは、米国の優位と価値を反映している野心的・次世代のアジア太平洋貿易協定を終結するために米国の TPP 交渉参加の意図を発表した。

TPP は米国がアジア太平洋地域との関与が最優先事項とする

オバマ政権の戦略要素の鍵だと報じられた。グループとして、TPP 諸国は4番目に大きな米国の物品・サービスの輸出市場である。米国はアジア太平洋地域の広範囲に 2010 年には 2009 年を上回って 25.5% 増加し、総額 7750 億ドル(23.8 兆円)を輸出している。これは世界に輸出する全米国商品の 61%と同じだ。

米国の同地域への農産物の輸出は 2010 年は総計 830 億ドルで、世界の農産物輸出全体の 72%を占めた。米国の民間サービスは 2009 年に総額 1770 億ドルを輸出した。米国の中小企業だけで 2009 年にアジア太平洋地域へ 1710 億ドルを輸出した。

「TPP は我々の経済を活性化させ、貿易や投資への障壁を引下げ、輸出を増加し、就労先を増加するだろう。それは、私の最優先課題だ。」とオバマは昨年 11 月のハワイでの TPP 会議で語った。

「韓国・パナマ・コロンビアとの貿易協定とともに、TPP は数百万の米国人雇用を支持し、米国からの輸出を 2 倍にするという目標を達成する手助けになる。」

TPP は物理的商品の市場アクセスの課題から複雑な電子金融取引の範囲にまで及ぶ 20 の主要課題が挙げられている(囲み記事参照)

加盟国は今までのところ 14 回の交渉を行い、15 回目の交渉はニュージーランドのオークランドで 12 月 3 日から 12 日まで開催される予定である。

米国通商代表部によると、交渉グループは、事実上全ての交渉グループにおいて整理統合された法律文を作成した。一部の分野では法文は殆ど完成している。他方、特定の問題について最終稿作成のために追加検討が必要とされている課題もある。

テキストには相違点が残る箇所を示すために括弧が含まれている。

以下の課題が交渉中となっている。(抜粋)

●知的財産

TPP 諸国は

現行の WTO/TRIP 協定の権利と義務を強化し発展することに既に合意し、と TPP 加盟国間での知的財産権への効果的且つ均整のとれたアプローチを確保することに同意した。

商標、地理的表示、著作権及び著作権接権、特許、営業秘密、信頼性のある規定商品の承認に必

要とされるデータと同様に知的財産権エンフォースメント、遺伝資源や伝統的な知識を含む知的財産権の多くのタイプについて、その提案は議論中である。

TPP 加盟国は TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言の共通公約をテキストに反映させることで合意した。

(2012 年 11 月 19 日、タイネーション)